

令和2年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

更新年月日 令和5年7月21日

特定の事件（テーマ）：防災に関する事業の財務事務の執行について

指摘事項	60項目
令和3年度措置報告項目	27項目
令和4年度措置報告項目	20項目

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度																																																								
1. 危機管理総室																																																													
1	【防災対策推進事業】 洪水ハザードマップの印刷部数と在庫管理について	<p>担当課では、河川流域の地区の人口と保管すべき部数を見積もって、印刷部数を決めているが、下表を見る限り、印刷部数に対する在庫数の割合には、ばらつきが見られる。特に、巴川・長尾川については印刷部数の3割が日出町防災備蓄倉庫に残っている。印刷部数の見積方法を再検証するとともに、せつかく作成したものを有効に利用するために、河川流域で人が集まりやすい施設等への配布を検討するべきである。</p> <p style="text-align: center;">(R2.9.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作成年度</th> <th>種類</th> <th>印刷部数</th> <th>在庫数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016(平成28)</td> <td>安倍川・葦科川 ①～④</td> <td>200,000</td> <td>8,755</td> </tr> <tr> <td>2017(平成29)</td> <td>富士川</td> <td>5,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2018(平成30)</td> <td>巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)</td> <td>151,000</td> <td>45,880</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2019(平成31)</td> <td>丸子川</td> <td>23,000</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>庵原川・山切川</td> <td>13,000</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>興津川(上流/下流)</td> <td>9,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、在庫管理資料を払い出した日付や数量も記録するなどの見直しをすべきである。</p>	作成年度	種類	印刷部数	在庫数	2016(平成28)	安倍川・葦科川 ①～④	200,000	8,755	2017(平成29)	富士川	5,000	—	2018(平成30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	45,880	2019(平成31)	丸子川	23,000	3,300	庵原川・山切川	13,000	3,300	興津川(上流/下流)	9,000	2,000	<p>既存ハザードマップの印刷部数・配布状況及び在庫は下表のとおりです。今後のハザードマップ作成業務では、流域の配布世帯数、来庁した市民や関係機関への配布実績、出前講座の回数等も踏まえて、印刷部数を算定します。</p> <p style="text-align: center;">(R3.4.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作成年度</th> <th>種類</th> <th>印刷部数</th> <th>在庫数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016(平成28)</td> <td>安倍川・葦科川 ①～④</td> <td>200,000</td> <td>7,955</td> </tr> <tr> <td>2017(平成29)</td> <td>富士川</td> <td>5,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2018(平成30)</td> <td>巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)</td> <td>151,000</td> <td>44,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2019(平成31)</td> <td>丸子川</td> <td>23,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>庵原川・山切川</td> <td>13,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>興津川(上流/下流)</td> <td>9,000</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>2021(令和3)</td> <td>足久保川・葦科川上流</td> <td>12,400※</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内訳 流域の世帯数(2,682部) 来庁した市民、関係機関及び出前講座での配布(9,600部)</p> <p>ハザードマップを有効活用するため、流域の生涯学習交流館や治水交流資料館「かわなび」などに定期的に配布し周知を図ります。</p> <p>また、在庫管理資料の記入項目には、種類と残数に加え、日付、数量、持出し所属の記載欄を設け、残数を確認した日付が分かるよう様式を変更しました。</p>	作成年度	種類	印刷部数	在庫数	2016(平成28)	安倍川・葦科川 ①～④	200,000	7,955	2017(平成29)	富士川	5,000	0	2018(平成30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	44,280	2019(平成31)	丸子川	23,000	2,800	庵原川・山切川	13,000	2,800	興津川(上流/下流)	9,000	1,600	2021(令和3)	足久保川・葦科川上流	12,400※	—	措置済	令和4年度
作成年度	種類	印刷部数	在庫数																																																										
2016(平成28)	安倍川・葦科川 ①～④	200,000	8,755																																																										
2017(平成29)	富士川	5,000	—																																																										
2018(平成30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	45,880																																																										
2019(平成31)	丸子川	23,000	3,300																																																										
	庵原川・山切川	13,000	3,300																																																										
	興津川(上流/下流)	9,000	2,000																																																										
作成年度	種類	印刷部数	在庫数																																																										
2016(平成28)	安倍川・葦科川 ①～④	200,000	7,955																																																										
2017(平成29)	富士川	5,000	0																																																										
2018(平成30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	44,280																																																										
2019(平成31)	丸子川	23,000	2,800																																																										
	庵原川・山切川	13,000	2,800																																																										
	興津川(上流/下流)	9,000	1,600																																																										
2021(令和3)	足久保川・葦科川上流	12,400※	—																																																										
2	【感震ブレイカー設置費助成事業】 補助金支給に関する確認について	<p>年間処理件数が約500件と多く、また、交付金額の計算も複雑ではないため、申請案件ごとに、補助金交付要綱を添付して回覧する必要性は実務的には乏しく、特に、紙の回覧については無駄である。申請案件ごとの補助金交付要綱を添付・回覧の方法について、検討すべきである。</p>	<p>令和3年度から、補助金交付要綱は、交付決定と交付確定の2回、稟議書に電子ファイルで添付することに変更し、紙回覧への添付はしないこととしました。</p>	措置済	令和4年度																																																								

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度																								
3	【感震ブレイカー設置費助成事業】事業名称の不統一について	事務事業総点検表も静岡市地震・津波対策アクションプログラムも市のホームページなどで一般に公表されているものであり、事業名称を統一させるべきである。	令和3年3月に、地震・津波アクションプログラムの修正を行い、事業名称を事務事業総点検表と同じ感震ブレイカー設置費助成事業に統一しました。	措置済	令和4年度																								
4	【感震ブレイカー設置費助成事業】活動指標と成果指標について	申請件数を成果指標にしているが、申請しても、実際には設置に至らないケースもあるので、設置件数（交付件数）とすべきである。	令和3年度から、事務事業総点検表の成果指標を、「感震ブレイカー設置費補助金申請件数」から「感震ブレイカー設置件数」に改めました。	措置済	令和4年度																								
5	【防災必需品備蓄事業】備蓄食料更新計画について	<p>必要食料備蓄数に関する市の計算前提で、旅行者や出張者も5.4食分の食料を確保できているとしている点は、明らかに合理性を欠いており、「備蓄食料更新計画」での見積計算を修正すべきである。現在の備蓄量約100万食が「備蓄食料更新計画」の見積計算をもとに、かなり余裕を持っているという認識のもとで維持されてきているとすれば、備蓄量の見直しも検討すべきである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>居住者</th> <th>旅行者・出張者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者数</td> <td>182,543人</td> <td>38,509人</td> <td>219,052人</td> </tr> <tr> <td>必要食料数</td> <td>1,642,387食</td> <td>328,581食</td> <td>1,971,468食</td> </tr> <tr> <td>家庭備蓄率</td> <td>80.53%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>家庭備蓄食料数</td> <td>994,439食</td> <td>-食</td> <td>994,439食</td> </tr> <tr> <td>必要備蓄食料数</td> <td>648,448食</td> <td>328,581食</td> <td>977,029食</td> </tr> </tbody> </table>	項目	居住者	旅行者・出張者	合計	避難者数	182,543人	38,509人	219,052人	必要食料数	1,642,387食	328,581食	1,971,468食	家庭備蓄率	80.53%	-	-	家庭備蓄食料数	994,439食	-食	994,439食	必要備蓄食料数	648,448食	328,581食	977,029食	<p>計算方法について検証した結果、監査人の計算式が合理的で正確なことが確認できたことから、必要備蓄食料数を977,029食に修正し、これまでどおり備蓄量約100万食として維持していきます。</p>	措置済	令和4年度
項目	居住者	旅行者・出張者	合計																										
避難者数	182,543人	38,509人	219,052人																										
必要食料数	1,642,387食	328,581食	1,971,468食																										
家庭備蓄率	80.53%	-	-																										
家庭備蓄食料数	994,439食	-食	994,439食																										
必要備蓄食料数	648,448食	328,581食	977,029食																										
6	【防災必需品備蓄事業】毛布やトイレの整備計画について	食料、毛布、トイレの必要数の見積計算における避難所避難者数が品目によって異なっている。品目によって災害レベルや時点の想定を変えて、避難所避難者数を使い分ける合理性があると考えられるのであれば、その考え方を整備計画内で考え方の説明を明確に示し、計画の実行中に前提となる状況が変わった場合などに適切な見直しができるようにしておくべきである。避難所避難者数を使い分ける合理的な根拠がないのであれば、各品目の整備計画の前提について、一貫性や整合性を持たせるような見直しをすべきである。	避難所避難者数の使い分けについて、一貫性や整合性を持たせるように、令和4年度に整備計画の見直しを図ります。	未措置																									
7	【防災必需品備蓄事業】生活必需品の分散備蓄について	生活必需品の分散備蓄の状況は3つの区でかなりばらつきがある。担当課は、避難所ごとの想定避難者数に基づいた分散備蓄数の検討を行い、備蓄量のバランスを調整することと、旧市町時代の不整合や格差を早期に解消するべきである。	<p>以下のとおり2か年計画で備蓄数の調整を図っていきます。</p> <p>① 分散備蓄数の現状調査（令和4年度） ② 分散備蓄計画作成、備蓄量の調整（令和5年度）</p>	未措置																									

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
8	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】施錠管理について	校舎や体育館のスペアキーを自主防災会に預けるかどうかの判断、つまり、災害発生時の緊急対応と児童・生徒の安全管理のどちらを優先するのか、という重要な問題は、三者会合の協議や校長の判断にすべてを委ねるのではなく、危機管理課と市教委で、しっかり検討して、市の基本的な方針やルールを設けて、関係者に示すべきである。 また、三者会合の有無にかかわらず、学校のスペアキーの保管者に関する情報を学校内部で確実に引継ぐような体制も必要である。	下記のとおり2か年計画で基本方針やルールづくりに取り組みます。 ① 各地区支部のスペアキーの保管状況を調査、確認（令和4年度） ② 基本的な方針やルールについて協議、関係者へ周知（令和5年度） 鍵の引継ぎについては各地区支部に依頼して確認します。	未措置	
9	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】保管品の保管状況について／ロケーション図	保管場所のどこに、何が、保管されているのかを示すロケーション図が作成されていない。災害発生時の初動対応をスムーズにできるように、誰でも、何が、どこに置かれているのかを、すぐにわかるようにしておく必要がある。 なお、ロケーション図は、定期的に更新をして、常に新しいものを保管場所の目立つところに貼っておくべきである。	市内には主要となる日出町防災備蓄倉庫及び秋葉山防災倉庫、北部・東部・南部・長田・藁科コミュニティ防災センター及び蒲原市民センター別棟倉庫の8箇所があります。そのうち、日出町防災備蓄倉庫及び蒲原市民センター別棟倉庫については、既にロケーション図を作成し、掲載済み（令和3年1月及び令和2年12月）であります。 そして、残り6箇所のうち、秋葉山防災倉庫について、令和3年度中にロケーション図を作成し、分かりやすい場所へ掲示しました。残り5箇所の備蓄倉庫については、備蓄品の保管状況が悪く、備蓄品の整理を行う必要があることから、令和5年度までに整理を行い、順次作成及び掲示を完了していきます。 なお、ロケーション図の定期的な更新のために、今後危機管理総室に各備蓄倉庫のロケーション図と備蓄品の一覧を備え付け、備蓄品を更新する都度照合を行い、必要に応じてロケーション図を更新することとします。	措置済	令和4年度
10	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】保管品の保管状況について／保管品リスト	保管品の保管場所に、何が、どれだけ保管されているのかを示す保管品リストが置かれていない。各施設において、複数の保管場所のどこに、何が、どれだけ保管されているのかを示す保管品リストを作成し、誰でも、全体の保管状況がわかるようにしておく必要がある。 また、保管品リストは、定期的に更新をして、常に新しいものを保管場所の目立つところに貼っておくべきである。	下記のとおり2か年計画で保管品リストの作成に取り組みます。 ① 保管品の状況調査（令和4年度） ② 保管品リストの作成、掲示（令和5年度）	未措置	
11	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】日出町防災備蓄倉庫保管品の保管状況について	以下の2点を見直すべきである。 ア. 乾電池の保管方法の見直し（使用期限で分別しておく） イ. 使用期限が過ぎているものを見つけて、より分けたときは倉庫に保管しないで、速やかに処分すべきである。	ア. 乾電池を含め廃棄するもの（使用期限が過ぎたものなど）は、「廃棄物置場」と明示した場所に保管することとしました。 イ. 廃棄物の処分は一定量をまとめて処分した方が経済的であるため、処分するものだけを廃棄物置場と明示した場所に、処分日まで保管します。今後も継続して実施していきます。 処分品の廃棄は令和2年度末に実施済、廃棄物置場の明示は令和3年6月に実施済みです。	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
12	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】日出町防災備蓄倉庫保管品の状態について	外側の包装の状態がかなり汚れており、中身を確認すると、劣化して、使える状態にない紙オムツと生理用品が保管されていた。紙オムツと生理用品だけでなく、現状に合っていないものを総点検して、使えないものは処分するとともに、地域防災計画（資料編）も修正すべきである。	以下のとおり2か年計画で実施します。 ① 紙オムツ、生理用品の廃棄処分。分散備蓄の総点検。（令和4年度） ② 地域防災計画（資料編）の修正。（令和5年度） ※現在、紙オムツと生理用品は流通備蓄での対応となっています。	未措置	
13	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】安東小学校保管場所の表示について	地域防災計画の資料編での保管場所の標記が実際の保管場所と異なる。正確な標記に修正すべきである。	指摘のあった安東小学校における備蓄品の保管場所の標記について現状把握を行った結果、ペントハウスへの保管であったため、地域防災計画の資料編4-35「生活必需品の分散備蓄数」に記載の保管場所を修正しました。	措置済	令和4年度
14	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】西豊田小学校保管品の保管状況について/置き方	防災備蓄品と学校の用具の保管場所を明確に分け、非常時の運び出しの通路を確保しておくべきである。 担当課も、通路の確保については、常に学校側に呼び掛けているということであるが、当校のように保管場所が独立したスペースではない学校については、形が崩れやすいので、定期的な確認が必要である。保管場所が独立したスペースではない施設や、過去の巡回視察等で問題点が検出された施設をリストアップして、定期的に施設の担当者に保管状況のチェックリストを送り、チェック結果の報告を求めるなどの方法で担当課が効率的にモニタリングするやり方を検討すべきである。	西豊田小学校には現場視察終了後に教頭に通路の確保を依頼し、机を移動していただきました。 各地区支部への対応は、過去の巡回視察記録がないため、各施設における保管リストの作成と掲出に係る指摘に対する措置と同様に以下のとおり複数年計画で対応します。 ① 令和3～4年度に各施設の現状把握を行い保管場所が独立スペースではない施設をリストアップし、チェックリストを作成します。 ② 令和4年度から各地区支部に指示し、毎年の総合防災訓練又は地域防災訓練時に備蓄状況の点検（モニタリング）を行います。	措置済	令和4年度
15	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】西豊田小学校保管品の保管状況について/地域防災計画（資料編）との不一致	防災用の資機材が保管されている屋外倉庫の内壁に地域防災計画（資料編）4-33「防災倉庫資機材一覧表（標準）」のコピーが貼られているが、これは、あくまでも標準装備品リストであり、実際の保管品とも違いが確認された。 屋外倉庫の保管品リストを作成し、倉庫の入り口の目立つ場所に置いて、誰でも、何がどれだけ保管されているのか、わかるようにしておくべきである。	下記のとおり2か年計画での実施を予定しています。 ① 屋外倉庫の保管品調査（令和4年度） ② 保管品リストを作成、掲示（令和5年度）	未措置	
16	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】蒲原市民センター保管場所の表示について	地域防災計画の資料編4-35「生活必需品の分散備蓄数」には、当施設の保管場所を「別棟建物」として表示しているが、実際は、当施設の敷地内にあるプレハブ倉庫3つに分散して保管されている。「別棟建物」が敷地内にある3つのプレハブ倉庫を示していることがわかりにくく、また、3箇所分散して保管しているという情報も伝わらない。できるだけ正確な標記に修正すべきである。	指摘のあった蒲原市民センターにおける備蓄品の保管場所の表記について、令和3年度までに現状把握を行い、地域防災計画の資料編4-35「生活必需品の分散備蓄数」に記載の保管場所を令和4年度に正しく分かりやすく表記します。	未措置	

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
17	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】蒲原市民センター 保管品の保管状況について／地域防災計画（資料編）との不一致	倉庫には、旧蒲原町時代に購入されたものがかなり多く保管されていて、これらの中には、たとえば、避難所でのパーテーション用の段ボールのように、静岡市としては、標準の資機材になっていないため、あえて4-34「防災用資機材備蓄一覧表」には記載していないものがある。 地域防災計画資料には、静岡市として備蓄する標準の資機材だけを記載するとしても、現場の保管リストには実際の品目と数量を記録しておくべきである。	下記のとおり2か年計画での実施を予定しています。 ① 蒲原市民センターを含め、全体の備蓄資機材の調査（令和4年度） ② 保管品リスト作成及び掲示（令和5年度）	未措置	
18	【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】清水有度第二小学校 保管品の保管状況について	市の防災備蓄品のスペースに卒業生のタイムカプセルが保管してあった。卒業生のタイムカプセルは、児童と職員の食料と水が保管している隣の倉庫スペースに保管すべきである。	卒業生のタイムカプセルは隣の倉庫スペースに移動してもらいました。 今後も市の備蓄品と、学校の備蓄品が混同しないよう、わかりやすく区別して保管します。	措置済	令和4年度
19	【地域防災計画】 表記の見直しについて	地域防災計画には、表記を見直すべき点が散見される。できるだけわかりやすい表示に見直すべきである。	静岡市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編・資料編）において、分かりにくい表現のほか、記載誤りや記載漏れ、時点修正の未反映などがありました。 このため、指摘事項も含め、地域防災計画を再確認した上で、分かりやすく、適正な表現とするほか、最新の情報の反映、補足説明を追加するなど、必要な見直しを行い、令和3年1月28日に静岡市防災会議において、静岡市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編）を修正するとともに、同計画（資料編）についても、令和3年4月に修正しました。	措置済	令和4年度
20	【地域防災計画】 要配慮者利用施設の災害予防計画について	要配慮者利用施設においては、健常者が利用する施設以上に、災害時の避難や訓練の計画を事前に策定しておくべきである。その点、市内に931ある対象施設のうち、計画の報告がない施設が130もあるという状況は問題がある。 計画の作成や報告の責任は施設管理者にあるが、市長への報告義務や市長の公表権限があるということは、市は管理する責任を負っていると考えべきであり、その意味で、市の管理が甘いと言わざるを得ない。 今後、対象施設に指定されてから一定期間を経過してもなお市に計画を提出しない施設については、その旨を公表するなど、市として、厳格な対応を検討すべきである。	要配慮者利用施設の安全・安心を確保するため、避難確保計画の提出状況は、施設所管課ごと管理し、危機管理総室が市全体としての管理をしています。 避難確保計画の提出については、年度当初に施設所管課から文書による指導をしてきましたが、その後の各施設への働きかけが不足していました。 このため、令和3年4月に施設所管課と施設の管理者等に対する計画の提出及び訓練の実施、今後の指導方法について協議し、今後は、施設所管課において年度当初の文書による指導に加え、計画が未提出の施設に対する個別の電話連絡、更には個別訪問により計画の提出を指示するなど、指導方針を見直すことで、各施設における計画の策定・提出率を100%とするよう取り組んでいきます。	未措置	

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
21	【地域防災計画】 食料供給計画について	食料や水など個人が使用する生活必需品の確保については、確保すべき最低限の量をどのような計算に基づいて決めているのか、ということ地域防災計画の中で明確に示し、防災会議のメンバーにも説明すべきであると考える。 また、市は、市民に対して、備蓄に関する考え方を具体的な数字で示すことで、厳しい現実を明確に伝え、食料や水の家庭内備蓄に関する理解と自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを強く求めるべきである。	令和3年度内にホームページに備蓄に関する具体的な数字を示します。また、令和4年度に地域防災計画を修正します。	未措置	
22	【地域防災計画】 医療・生活必需品・その他の物資供給計画について	合併前の旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町時代の備蓄品がそのまま保管され、合併後も、整理が進んでいないことから、葵区、駿河区、清水区でかなり偏りが見られる。 資機材や生活必需品の防災備蓄について、静岡市として、備蓄すべき品目と数量を明確にし、統一的な運用を行うべきである。 旧市町時代に購入された資機材等で、今の静岡市としては標準備蓄品にはしないものについて、継続して保管する場合には、標準備蓄品とは区別して、地域防災計画の資料編に記載するか、地域防災計画の資料編には標準備蓄品だけを記載して、旧市町時代のものは各現場の備蓄品リストにだけ掲載する等の見直しをすべきである。	以下のとおり2か年計画での実施を予定しています。 ① 備蓄品の調査及び管理方法の検討（令和4年度） ② 保管品リスト作成、地域防災計画（資料編）への掲載（令和5年度）	未措置	
23	【地域防災計画】 公共建物番号の標示について	地震発生時のヘリコプターなどからの救援・救護活動を迅速かつ的確に行えるように小学校等の公共建築物及び指定した病院の屋上に番号を標示するとしているが、実際には、標示が見えないものがある。 担当課は、まず、建物番号の標示の状況を定期的に確認して、資料編4-41「公共建物番号標示一覧表」に、標示のある建物と、無い建物が区別できるように印をつけるなどの修正を加えるべきである。また、標示の無い建物については、所管課を通して、今後の予定などを確認し、標記を働きかけるべきである。	地域防災計画（地震対策編）において、災害発生時にヘリコプター等による救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校の屋上等に番号を標示するとしており、同計画の資料編「公共建物番号標示一覧表」に建物番号を記載しています。 しかしながら、現在、標示されていない建物の状況を把握できておらず、また、計画上の表記についても、標示の有無について区別ができない状態となっています。 このため、令和3年6月に施設所管課に公共建物の標示の状況（標示の有無・劣化状況等）を確認するよう依頼し、31施設において、標示されていない、または、劣化していることを確認しました。 今後、施設の標示状況が適切でない建物については、改めて標示し直すなど、必要な措置を講じていきます。 なお、計画の表記については、建物標示の状況を確認し、修正を行いました。	未措置	

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
24	【地域防災計画】 業務継続計画について	市は、外部のコンサルティング会社に委託して2016(平成28)年3月に業務継続計画を策定しているが、具体的な実行計画ではなく、解決すべき課題と取り組むべき事項がまとめられているだけで、今のままでは、実際に被災してもほとんど役に立ちそうにない。その後、対処すべき課題への対処は完了時期が未定のものが散見される状況で、計画の更新も全く行われていない。 担当課は、業務継続計画を被災時に使える実行計画に仕上げていくべきである。そのためにも、対処すべき課題については、各所管課の対応状況をモニタリングするなど、防災に関するとりまとめ役としての役割を適切に果たすべきである。	平成28年3月に業務継続計画(地震対策編)を策定以降、見直しを実施しておらず、最新の計画となっていないことに加え、非常時における優先業務の項目についても、具体的な業務内容とされていないため、緊急時に対処すべき事項が分かりにくい計画となっていました。 また、計画における業務継続の課題と今後の取組についても、進捗管理が徹底していませんでした。 このため、①令和4年度に所管局に現在の所掌事務や実務の状況を踏まえた最新の業務継続計画とするよう見直しを依頼すること、②非常時における優先業務の項目を細分化するほか、実効性のある具体的な業務内容を令和5年度までに見直すこと、③現状を踏まえた業務継続の課題を見直すとともに、課題に対する今後の取組が確実に実施されるよう、所管局に対し令和5年度以降毎年度モニタリングを実施し、進捗状況の把握に努めること、とすることで、非常時に対応できる業務継続計画としていきます。	措置済	令和4年度
2. 保健福祉長寿局 生活衛生課					
25	【災害時救護所管理費】 委託・請負等の契約について	滅菌作業に関する再委託契約書に、権利義務の譲渡の禁止に関する規定内容部分の記載が欠落していた。担当課は、再委託契約書の内容を確実に確認する必要がある。	今回指摘を受けた不備は、再委託された業務に関する手続の取扱いについての認識が課内で共有されていなかったことによるものです。そこで、改めて課内で再委託の契約の取扱い方法について供覧し、周知を行いました。 また、指摘のあった令和元年度の委託業務については、再委託を認めた滅菌業務について実施状況を確認し、委託業務管理報告書により適切な執行であったことを確認しました。	措置済	令和3年度
26	【災害時救護所管理費】 廃棄物処理の確認について	廃棄物処理施設の状況に関するチェックシートの訂正処理が不完全のものが検出された。担当課は、チェックリストに実施者と上席者の確認欄を設け、事後的にチェックされた状況がわかるようにするなど、運用方法の見直しをすべきである。	今回のチェック漏れは、リストの中の「契約書の保管がされているか」の欄のチェックに取り消しの訂正がされていたもので、押印の済んだ契約書を渡した後に再度チェックを入れることを失念していたことが原因です。 そこで、現場の实地確認後に、担当者と係長とでチェックリストに記載漏れ等がない旨、ダブルチェックしたことを明らかにするために担当者と係長の押印欄を設けました。 また、リストの訂正部分の現在の状況が調査の担当者以外には分かりにくい状態だったため、注意事項があるような場合には、確認漏れを防ぐために付箋によるメモを貼付することとしました。	措置済	令和3年度
3. 都市局 建築指導課					
27	【わが家の専門家診断事務経費】 委託・請負等の契約について	当事業の委託契約は、複数の者の見積り合わせ等により調達すべき案件であるが、見積り合わせ等を行わずに単独随意契約としている。単独随意契約にするのであれば、業者の比較検討内容をできるだけ明確に業者選定理由書に記載すべきである。	過年度において、業務実施が可能な3者に対し、受注可能かどうかの意向確認を行っており、うち2者においては、主業務である設計・監理業務に加えて、年間予定件数を診断することは人員的にも難しいことから、受注意向は無いことを確認していましたが、業者選定理由書に、その比較検討内容を明確に記載していませんでした。今後は、毎回、事前に受注可能かどうかの意向確認をし、事業決裁等に明確に記載することとします。	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
28	【わが家の専門家診断事務経費】活動指標の設定について	3つの活動指標のうち、ダイレクトメールの実施については、実績数が、直近3事業年度に大きく増加していて、目標値と実績値が大きく乖離している。 事業を進めるにあたり、どのような場所や対象者に向けて説明会などを行うべきなのか、それに向けて、どのくらいのダイレクトメールを送る必要があるのか、という計画を策定し、その計画に沿った活動指標を設定して実行し、成果を検証することで、次年度以降のより効果的な説明会やダイレクトメールの実施を見直していくPDCAサイクルにすべきである。	令和2年度の活動指標の目標値を見直しました。 3つの活動指標のうち、指摘のあったダイレクトメールの実施及びイベントでのPR・相談会等の実施における令和2年度活動指標の目標値を、送付予定地区における対象件数等に見直しました（ダイレクトメール：500件→5,000件、相談会等：10回→7回）。 その成果を検証し、目標値を必要に応じて見直すことにより、次年度以降、より効果的な説明やダイレクトメールを実施していきます。	措置済	令和3年度
29	【要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業】要綱の文言不備について	「静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」の文言に不明瞭な点、記載誤りが検出された。直ちに修正すべきである。	文言に不明瞭な点、記載誤りの指摘に対し、修正（要綱改正）しました。 要綱改正時に十分な確認がなされていなかったことが原因であります。今後は、これまで以上に、複数による段階的チェックにより、正確かつ明瞭な要綱となるよう努めます。	措置済	令和3年度
30	【要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業】活動指標について	活動指標は、対象建築物所有者の確認と連絡を掲げているが、目標値の22件は、事業開始当初の民間大規模建築物の件数であり、耐震対策が完了していない3件以外は、すでに耐震補強工事や解体・撤去、建替え等が完了している物件に対して、定期的な事後確認をしているに過ぎない。 耐震対策が完了していない3件に対して、具体的なアクションプランを作成し、それに沿った活動指標を設定すべきである。	令和2年度の活動指標の目標値を見直しました（これまでは、対象建築物67棟のうち、民間建築物22棟を目標値としておりましたが、耐震対策が完了していない3件を目標値に変更しました。）。 また、耐震化を実施中・未実施の3棟については、今後、状況確認と耐震化の必要性を、個別訪問等により継続して説明し、令和5年度末までの耐震化に向けて検討及び実施をお願いしていきます。	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
31	【木造住宅耐震補強事業費補助金】 成果指標について	<p>事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、静岡県地震・津波対策アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、過年度の実績の平均から目標値が算出されているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。</p>	<p>アクションプログラムにおける目標指標については、「第2次静岡県耐震改修促進計画」の目標指標と合わせた、大きな目標方針を記載しており、アクションプログラムの目標値である耐震化率は、補強工事の他に、建替えや除却の件数も反映した算定となっております。</p> <p>また、令和3年4月1日施行にて策定した「第3次静岡県耐震改修促進計画」を反映し、目標年次を、令和2年度末から7年度末に変更しております（国の方針等を踏まえ、目標率95%はそのまま。）。</p> <p>その目標指標の達成に向け、事務事業総点検表での目標値は、当事業が予算に伴うものでもあるため、予算に伴わない建替えや除却を除いたものを前提としています。</p> <p>耐震化率を事務事業の総点検の成果指標とすると、当該事業以外の建替えや除却件数が達成度に影響することとなり、またそれは推計値でもあることから、耐震化率を事務事業の目標値に設定することは難しい状況にあります。</p> <p>また、耐震化率95%にするための毎年の耐震化すべき件数は想定できますが、あくまで建替え及び除却を含めた件数となるので、耐震化率の要素の一つである木造住宅耐震補強工事支援件数を事務事業の目標値とし、活動指標である周知啓発に力を入れ、目標値以上の事業実施に取り組み、耐震化率95%を目指していきます。</p> <p>なお、アクションプログラムについては、上述のとおり、「第3次静岡県耐震促進計画」と整合を図っていることから、目標年次については変更しましたが、目標値の変更の予定はありません。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
32	【建築物耐震補強事業費補助金】 成果指標について	事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、静岡市地震・津波対策アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、所有者からの聞き取り調査などから実際に支援につながりそうな件数を目標値に設定しているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。	アクションプログラムにおける目標指標については、「第2次静岡市耐震改修促進計画」の目標指標と合わせた、大きな目標方針を記載しており、アクションプログラムの目標値である耐震化率は、補強工事の他に、建替えや除却の件数も反映した算定となっております。 また、令和3年4月1日施行にて策定した「第3次静岡市耐震改修促進計画」を反映し、目標年次を、令和2年度末から7年度末に変更しております（国の方針等を踏まえ、目標率95%はそのまま。）。 その目標指標の達成に向け、事務事業総点検表での目標値は、当事業が予算に伴うものでもあるため、予算に伴わない建替えや除却を除いたものを前提としています。 耐震化率を事務事業の総点検の成果指標とすると、当該事業以外の建替えや除却件数が達成度に影響することとなり、またそれは推計値でもあることから、耐震化率を事務事業の目標値に設定することは難しい状況にあります。 また、耐震化率95%にするための毎年の耐震化すべき件数は想定できますが、あくまで建替え及び除却を含めた件数となるので、耐震化率の要素の一つである建築物耐震補強工事支援件数を事務事業の目標値とし、活動指標である周知啓発に力を入れ、目標値以上の事業実施に取り組み、耐震化率95%を目指していきます。 なお、アクションプログラムについては、上述のとおり、「第3次静岡市耐震促進計画」と整合を図っていることから、目標年次については変更しましたが、目標値の変更の予定はありません。	措置済	令和3年度
33	【狭あい道路拡幅整備事業費】 補助金の支給に関する確認について	当事業の工事費用（塀等の撤去など）に対する助成額については、消費税込みの金額を前提に規定されているが、2003(平成15)年4月の設定以来、要綱の改定が行われていないため、消費税率を5%とする計算が基礎になったままである。 今後、助成額の定期的な見直しをルーティン化させるために、見直しの時期や頻度を要綱に定めておくことが望ましい。 また、消費税の改正に対しては、上記の定期的な見直しとは別に、改正の都度、適時に見直しを行うべきである。	御指摘を受け、助成額の算定基礎となる消費税率を5%から10%に見直し、令和5年4月1日から適用する予定です。 今後は、助成額の見直しを、定期（5年に1回を目途）及び随時（消費税率の改正の都度）に行うこととし、このことを「事務処理マニュアル」に記載します。	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度																
4. 都市局 住宅政策課																					
34	【市営住宅耐震対策事業】 活動指標の見直しについて	<p>当事業の活動指標は、「市営住宅の解体工事の実施」を掲げ、直近3事業年度は、目標値も実績値も「解体工事完了」と標記しているが、活動量がよくわからない。担当課は、2020(令和2)年度以降の解体工事の計画にある解体棟数を活動指標の目標値に掲げるべきである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020(令和2)</th> <th>2021(令和3)</th> <th>2022(令和4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体件数</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>2棟</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	解体件数	1棟	1棟	2棟	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020(令和2)</th> <th>2021(令和3)</th> <th>2022(令和4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体件数</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>2棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度は、上記のとおり解体棟数を活動指標の目標値とします。 今後は、この指標に基づき、計画的に事業を進めていきます。</p>	年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	解体件数	1棟	1棟	2棟	措置済	令和3年度
年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)																		
解体件数	1棟	1棟	2棟																		
年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)																		
解体件数	1棟	1棟	2棟																		
5. 建設局 建設政策課																					
35	【急傾斜地崩壊対策事業費】 地元自治会から要望を受けた際の対応について	<p>用地買収に合意していた地権者が、県からの工事の事業化を受け、区域指定の申請のための区域案の作成をする段階になってから用地買収に応じず、説得交渉に多大な業務負担が生じるケースがある。 今後、新たに地元自治会から要望があった場合には、用地を買収することになりそうな土地の地権者に対しては買取単価を明確に伝えるとともに、同意書などによって、地元自治会内での合意形成を文書化してから、県への副申をするように見直すべきである。 また、既に県への副申をしているもので、まだ、県が選定・事業化されていないものが2019(令和元)年度末時点で118件あるが、これらについても、地元自治会を通じて、地権者に買取単価を明確に伝え、用地買収に難色を示す地権者の有無を確認しておくべきである。</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業は、①地元自治会等から市への要望に基づき、②市が県に要望(副申)を提出し、③県が対象地として選定し、④市がその対象地を測量し区域案を作成し県に申請を行い、⑤県が市から申請のあったものに対して順次、工事が行われます。 しかし、事業要望時点で事業に合意していた地権者が、県からの工事の事業化を受け、区域指定の申請のための区域案の作成をする段階(上記④)になってから、用地買収の要件などの交渉が難航し事業が進まないケースがあります。 そのため、令和3年4月には地元自治会等が市に提出する要望書の様式に静岡県との協議の上で用地買取価格等の留意事項を加え、さらに、自治会等から要望を受けた際にも用地買取価格等についての説明を実施することとし、要望段階における認識の相違を抑制する仕組みを整えました。 なお、すでに県に副申している継続要望案件についても、自治会長などを通じて関係自治会等に用地買取価格等の周知を今年度中に完了するよう順次進めていきます。</p>	措置済	令和3年度																

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
6. 建設局 河川課					
36	【河川改修事業費】活動指標について	<p>当事業では、河川工事を実施・完了する地区の数を活動指標と成果指標にしている。地区別浸水対策施設整備実施計画では、1つの地区の工事で、複数年どころか複数計画期間にまたがるものもあるため、地区の数を単位にすると、年度単位の活動や成果の量を示すことは難しい。成果指標については、過去からの累計ベースで事業の成果や進捗状況を示す意義はあるとしても、活動指標については、工事対象地区の数は、あまり意味のない指標になっている。</p> <p>当事業は、年間10億円近い事業費が使われていることを考えると、活動指標について、もう少し丁寧に示す工夫をする必要があると考える。</p> <p>直近の状況では、工事を行っている地区が2つしかないことから、たとえば、広域河川改修事業（管理No. 23）のように、活動指標を工事対象地区ごとに分けて、河川工事の延長数にするなど、年度ベースの活動量、目標管理の状況がわかるような見直しをするべきである。</p>	<p>令和3年度の事務事業総点検表の活動指標の目標値において、これまでの事業実施箇所数に加えて、実施箇所における完了割合（パーセント）で示すことで、進捗状況をわかりやすく表現することとしました。</p>	措置済	令和3年度
37	【河川構造物耐震・津波対策事業】活動指標について	<p>2つある活動指標のうち、「浜川水門の耐震・嵩上げ工事」について、目標値・実績値を「実施」として表示している。行われるべき工事を「実施」するのは当たり前のものであり、適切な指標設定ができていない。</p> <p>活動指標は、活動量がわかるように設定して、目標管理すべきものである。工事の内容によって、数量単位も変わるのであれば、事業費(金額)ベースで示すことも検討すべきである。</p>	<p>向島排水樋管の耐震化、津波対策については令和3年度に完了予定であるため、目標値を「完了」としました。（浜川水門及び特殊堤については、令和2年度に完了済）</p> <p>今後、耐震・津波対策が必要な施設のうち、旧大谷川排水ポンプ及び排水樋管は設計が完了し、事業規模（事業費）を算定していますが、新川や浜田川、他河川へのフラップゲート等の設置については、令和3年度以降に設計を進め、事業規模（事業費）を算定していく状況となっています。</p> <p>このことから、令和3年度の事務事業総点検表における活動指標の目標値については、事業規模が明確となっている「施設名」としました。</p>	措置済	令和3年度
38	【河川構造物耐震・津波対策事業】事業計画の策定・遂行について	<p>計画期間全体の事業の内容・対象構造物、工事予定時期について、優先順位の高い浜川水門など数件については予定があるものの、それ以外については、明確な工事予定時期や優先順位などが確認できなかった。</p> <p>当事業の目的は、津波から市民の命を守るための施設を整備することであり、事業を予定された時期までに確実に完了させることが強く期待される。担当課は、確実に事業を進めていくためには、事業対象施設の工事予定時期や優先順位などを明確にした中長期的な計画を策定する必要がある。</p>	<p>優先順位の高い浜川水門及び特殊堤並びに向島排水樋管の耐震化については令和3年度までに完了しました。</p> <p>また、旧大谷川排水樋管の耐震補強については、令和5年度の完了予定となっています。その他の対象施設については、令和3年度から令和4年度にかけて、事業予算や計画期間などを算出し、令和5年度から令和12年度までの実施計画を作成しました。</p>	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
39	【特定海岸保全施設整備事業負担金】 成果指標について	成果指標は、市が支出している負担金に対して、どれだけの成果が出ているのかを明確に示すように設定すべきである。また、「事業費が予定どおりに執行されたことから、進捗率が100%とする」という考え方も、2018(平成30)年度に清水海岸で行われた養浜工事のように、離岸堤の嵩上工事の進捗には直接的につながらないものもある、という点で合理性に欠けている。 当事業の目的に照らせば、事業の成果は、離岸堤の嵩上工事がどれだけ進んだのかということであり、成果指標は、累計の嵩上工事の延長数(m)ベースで進捗率を示すべきである。	指標に合理性を持たせることの重要性に鑑み、令和2年度から事務事業総点検表における当該事業計画の成果指標の目標値を工事延長に改めることとしました。	措置済	令和3年度
40	【巴川総合治水対策促進経費】 排水ポンプ等の維持管理事業における活動指標と成果指標について	当事業では、遊水機能保全活動を行う土地所有者に対する報償金の交付だけでなく、巴川流域における排水ポンプ等の維持管理も行っているが、活動指標と成果指標は、報償金に関するものばかりである。排水ポンプ等の維持管理についても活動指標と成果指標を設定すべきである。	令和2年度の事務事業総点検表において、活動指標に「排水ポンプ点検回数」を追加しました。成果指標については、令和3年度の事務事業総点検表において、「維持管理不足による浸水被害件数」を設定しました。	措置済	令和3年度
41	【巴川総合治水対策促進経費】 報償金の交付単価について	実際の報償金の計算に適用されている単価(「実際単価」とする)は、2016(平成28)年度から2017(平成29)年度まで算定単価を大きく上回る水準で固定化されている。 実際単価が算定単価を上回るとは、要綱で容認されるとしても、乖離率が大きく、実際単価が継続して固定化されている状態は、算定価格の計算が実情に合っていないことと、要綱が定める毎年度の見直しの趣旨が形骸化していることを示している。算定価格の計算方法と実際単価の決定方法について、見直すべきである。	算定単価の算出方法については、遊水機能保全の観点から政策的に判断し、洪水による㎡当たりの作物減収損失を想定し、米生産者手取額、基準収穫量及び農作物共済金額から算定しています。 実際単価の決定方法については、算定単価の変動状況や予算を加味し、毎年度事業決裁により決定することとしました。	措置済	令和4年度
7. 建設局 道路保全課					
42	【道路橋の耐震補強】 対象となる道路橋の選定結果の文書化について	2019(平成31)年3月に策定された「道路橋耐震化計画」には、耐震対策の優先順位の考え方もまとめられているが、実際に当事業計画期間の対象として選定された22橋について、選定理由などをまとめた文書は特になく、担当課からは、「予算等の制約を考慮しながら、継続中の事業や優先順位の高い橋梁から選定した」との回答を得ている。 当事業のように、市民の生命や安全に関わる内容で、工事対象が多数存在し、その中から優先順位をつけながら計画的・段階的に進めていかなければいけない事業については、担当課に対して、事業の対象を公正中立に選定することが強く求められる。	道路橋の耐震補強の優先順位を明確にするべきという指摘に対し、以下の対応を行いました。 道路橋の耐震補強は、平成31年3月に策定した「道路橋耐震化計画」に基づき、令和元年度から令和12年度までに103橋の実施を目指しています。これまでは、予算等の制約を考慮しながら継続中の事業や優先順位の高い橋梁等から実施可能な工事を選定し、事業を進めてきました。 このたび、被害が発生する可能性と路線の重要性を組み合わせ、事業の優先順位の検討を行い、耐震事業の優先順位を示した「耐震化令和4年度以降工事着手予定橋梁一覧」を作成するとともに、橋梁の維持管理全体の事業計画「個別施設計画(健全化・耐震化編)」を改訂し、令和3年9月末にホームページにて公表を行い、その後令和4年3	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
8. 消防局 財産管理課					
43	【常備消防庁舎施設整備事業】 成果指標の計算方法について	<p>当事業では、成果指標として消防庁舎の改修工事の進捗率を、庁舎別に、事業費の発生額ベースで示している。</p> <p>2019(令和元)年度は、千代田消防署と葵 消防署が成果指標の対象になっているが、進捗率の計算内容に違いがあった。千代田消防署と葵消防署の2つの計算方法のうち、どちらが適切かと言えば、葵消防署のやり方、つまり、工事費用を業務で分けずに総額ベースで計算する方法である。</p> <p>担当課は、今後、工事の進捗率の計算を総額ベースで統一すべきである。</p>	<p>千代田消防署大規模改修については、令和3年2月5日に事業完了しておりますが、今後、成果指標として工事の進捗率を計算する際は、予算執行状況を総額ベースに反映させ、工事全体の進捗状況を正確に示すことができる「工事費用を業務で分けずに総額ベースで計算する方法」とするものとし、課内でのルール統一を図りました。</p>	措置済	令和3年度
44	【非常備消防車両等整備事業】 活動指標と成果指標について	<p>当事業では、活動指標と成果指標に、いずれも、「災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数」を掲げている。</p> <p>当事業の内容は、消防本部と消防署に配備される消防車両を計画的・効率的に更新していくことであり、年度単位で更新する車両の台数を活動実績とする方が活動状況を示すことができる。また、成果指標については、担当課が、継続的に4年単位で更新計画を策定しているので、直近4年間の累計更新台数を成果指標にすることも考えられる。</p>	<p>車両更新については、第3次静岡市総合計画において4年単位で事業計画を策定しており、車両の故障状態や予算要求時の財政事情により毎年見直しを図っています。</p> <p>直近4年間の累計更新台数を成果指標に設定した場合、毎年の見直しにより、指標となる更新予定の累計台数が変動することが想定され、指標としては適当ではないと判断しました。</p> <p>そこで、同計画を根拠とした予算要求で確定している該当年度の更新台数を成果指標とし、同指標達成のための具体的な活動として、更新に係る仕様書の作成や業者の選定及び中間検査や完成検査による実地検査等を活動指標とすることにより、該当事業の目的を達成していくものであります。</p>	措置済	令和3年度
9. 消防局 警防課					
45	【消防団員確保対策事業】 支出額の計上について	<p>事業費には、新入団員を募集するための施策として結成されたカラーガード隊のメンバーに支給される手当と、カラーガード隊が行うフラッグ演技の指導を行う講師に支給される謝金が計上されているが、予算額が実態に合っていないので、見直すべきである。</p>	<p>事業費2,458千円については、講師謝金720千円及びカラーガード隊員の費用弁償1,738千円を2020(令和2)年度まで同額で予算計上しています。</p> <p>しかし、2021(令和3)年度からは、講師謝金は、消防音楽隊の講師謝金を基に設定したもので同額の720千円を予算計上しましたが、費用弁償にあっては隊員数×練習回数×1,900円としていたものを、過去の実績を基に参加隊員数(想定)×練習回数×1,900円に設定し、622千円としました。その結果、予算計上額は2,458千円から1,116千円減額の1,342千円となり、実乖離を縮小しました。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
46	【消防団員確保対策事業】 活動指標と成果指標について	<p>当事業では、活動指標と成果指標に、いずれも「団員の増員数」を掲げているが、団員の増減数は、結果（＝成果）であって、新入団員を増やすための努力や活動を示すものではない。その意味で、活動指標が設定できていない。また、団員の増減数は、入団者数と退団者数の差であるが、これは入団者数をプラスの成果、退団者数をマイナスの成果としてとらえていることになる。退団には定年によるものや個人的事情によるものもあり、これらをマイナスの成果として評価するのは、担当者にとって酷である。その意味で、成果指標も見直しが必要であると言える。</p> <p>活動指標については、事業費を計上している以上、カラーガード隊の活動、たとえば、イベントへの参加回数などを掲げるべきである。当事業では、カラーガード隊の活動の他にも、消防職員によるイベントでのPR活動や企業訪問なども行われているが、これらについても、計画的に目標設定して取り組んでいるのであれば、同様に検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>成果指標については、まず、現在の団員の年齢から、定年による退団予定者数を年度別に集計したうえで、団員の増員数ではなく、入団者数に見直すべきである。</p>	<p>当局において再度検討した結果、退団者の中には一定の割合で定年以外の事由により退団する者も含まれており、これらの者の退団を抑制し、団員数を維持することが地域防災力低下防止に欠かせないことから、新規入隊者の確保にとどまらず離団者の抑制も含めた包括的な隊員確保の取組を推進していくことが肝要との結論に改めて至ったため、今後も引き続き団員の増減数を成果指標としていくこととしました。</p> <p>また、活動指標には、消防団員確保のための活動である、消防団応援店の増加数、カラーガード隊による広報活動回数、消防大学校等での広報活動数及び消防団会議での説明回数を設定することとしました。</p> <p>今後も引き続き、消防団員の確保のため、カラーガード隊による広報活動や大学等への学生団員PR及び企業訪問等を通じて団員募集活動を継続するなどして、現有団員の環境整備を行い、入団者数の増加及び退団の抑制を図っていきます。</p>	措置済	令和3年度
10. 消防局 指令課					
47	【通信指令施設等管理運営経費（経常）（政策）、広域管理運営経費（経常）（政策）】 契約書に貼付された収入印紙の金額相違について	<p>契約書に貼付している収入印紙の金額が誤っている事例が検出された。契約書に不備がないようにするため、印紙税法に規定されたとおりの金額で印紙を貼付するよう周知徹底する必要がある。</p>	<p>本件は、担当係員は印紙が貼付していることは確認したものの、金額は業者任せであったため金額のチェックを怠り、他の課員についても同様に確認を怠っていたことにより発生したものです。</p> <p>契約書に不足していた分の印紙については、貼付させ対応しました。</p> <p>今後、契約書作成に際しては、課内の契約について、それぞれの契約の印紙の有無や貼付した印紙の額のほか、再委託関係・暴力団排除関係の報告書類や請求書などの受領状況、委託料の支払状況などを一表にしたデータベースを作成することで事務進行を可視化するとともに、これをもとにした担当者及び係長による契約書等のダブルチェックを行うことで、再発防止に努めることとします。</p>	措置済	令和3年度
48	【通信指令施設等管理運営経費（経常）（政策）、広域管理運営経費（経常）（政策）】 契約書添付書類の不足について	<p>契約書に添付する書類が漏れている事例が検出された。</p> <p>結果として委託業務自体は適正に行われているものの、契約書類上の不備であり望ましくない。契約書類に不足や誤りがないようチェックする体制を構築することが必要である。</p>	<p>本件は、契約書を丁合する際に落丁していることに担当係員、委託業者ともに気が付かないまま契約書を作成し、契約締結後においても他の係員も同様に契約書の詳細な確認を怠ったことにより発生したものです。</p> <p>正副の契約書類につきましては、不足していた別表を追加し対応しました。</p> <p>今後、契約書の作成を必要とする業務を行う際については、契約書送付時と受領時に担当係員及び係長にてダブルチェックを行い誤りのないよう対応します。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
49	【通信指令施設等管理運営経費(経常)(政策)、広域管理運営経費(経常)(政策)】再委託に係る必要書類の未入手について	再委託に係る必要書類(個人情報保護に関する誓約書及び再委託契約書の写し)を入手できておらず、契約書に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るとい趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。	<p>本件は、委託業者へ再委託先との一連の書類(契約書等の写し及び個人情報に関する誓約書)を再三要求していましたが、提出がなされず、担当係員もチェックリスト等を使用した提出状況の確認をしていなかったため、月日がたち提出されていないことを失念してしまい、他の係員も提出状況の確認を怠っていたことにより発生したものです。</p> <p>再委託の承認後に提出されるべき再委託先との契約書等の写し及び個人情報に関する誓約書を、委託業者を通じて受領し対応しました。</p> <p>再委託関係書類をはじめとする関係書類(暴力団排除関係の報告書類や請求書を含む。)の受領状況や、印紙の有無・金額、委託料の支払状況などを一表にしたデータベースを作成し、事務進行を可視化することで書類の受領漏れがないように対応します。なお、データベースでは、契約ごとに必要となる再委託関係書類とその提出状況も管理しており、個々の契約においてそれぞれ必要とされる書類の提出状況が漏れなく確認することのできる体制となっております。</p>	措置済	令和3年度
50	【通信指令施設等管理運営経費(経常)(政策)、広域管理運営経費(経常)(政策)】承認のない再委託の実施について	市の承認がないまま再委託が行われ、見逃されている事例が検出された。契約書に定められた手続きが実施できていない。また、再委託が行われているという事実は、委託先からの報告書を見れば事後的にでも把握できたはずである。再委託の適正な執行のため、委託先への周知と担当課による確認を適切に行うことが必要である。	<p>本件は、設備を製造したメーカーに保守点検の業務を委託していましたが、委託業者の事業形態の変更等により一部の業務については、第三者に再委託をしなければ業務を遂行できない業務が発生していたにもかかわらず、前年と同様の契約であったことから当該課が契約時等に再委託等に係る手続について委託業者に周知しなかったこと、また、委託業者から点検後の報告書類を確認する際に詳細に係員がチェックしていないため保守点検の一部が再委託業者により行なわれていた事実気が付かないことにより発生したものです。</p> <p>委託業者及び再委託業者から所定の書類の提出がなされ手続を行いました。</p> <p>今後契約時には、再委託の実施の有無について、確認するとともに、再委託の有無に関わらず契約案件については、実施報告書等に記載されている内容に再委託がなされていないかどうか確認を行い、再委託の事実が確認できた際には適正な対応を行います。なお、確認等の作業は、担当係員及び係長にてダブルチェックを行い誤りのないよう対応します。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
51	【通信指令施設等管理運営経費(経常)(政策)、広域管理運営経費(経常)(政策)】 広域市町消防事務委託料に係る請求額誤りについて	広域市町消防事務委託料として静岡市から各市町への請求額について、計算誤りにより、各市町への請求額の集計から漏れていたことが判明した。 結果として少額ではあったものの、協定書に定められた条件どおりに請求ができておらず望ましくない。原因は単純な計算ミスであり、誤りの金額がさらに大きくなっていった可能性もあることも考えると、二重チェックなどの適切な体制を整備することが必要である。	広域市町消防委託料の各市町への請求額は、あらかじめ所定のデータを表計算ソフトに入力し、その計算結果を基に決定しています。今回指摘のあった各市町への請求額の誤りは、臨時に発生した新規項目に係るデータを表計算ソフトに加えた際、数式の入力を誤り当該データが請求額に反映されていなかったことと、計算結果の確認を怠ったことにより発生したものです。 本件の不備について、まず、令和2年度委託料は誤りを修正した上で本来の請求額と既請求額との差額を各市町に請求し、令和3年5月には納付を受けました。 今後、請求に関する書類を作成する際には、データの入力状況や数式を担当職員及び係長でダブルチェックし、特に新規項目については職員間での情報共有を確実にを行うこととします。さらに、書類作成後も同様に、改めてデータの入力状況や数式を複数職員により確認していくこととします。	措置済	令和3年度
11. 消防局 救急課					
52	【消防ヘリコプター維持管理事業】 委託・請負等の契約について	消防ヘリコプター修繕業務契約及び消防ヘリコプター点検整備委託業務において、業務内容の一部について再委託が行われているが、再委託に係る必要書類を入手できておらず、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るという趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。	必要書類の未收受について、受領した書類の確認漏れが主な原因と考えており未收受であった書類につきましては、受託先から受領しております。 この指摘を踏まえ、担当者に正副2名を指名し、事務執行前に契約事務マニュアル等に定められた手続きを再確認させ、必要書類の未收受がないよう、一件書類として簿冊管理のうえ、確認作業(二重チェック等)の徹底及び事務手続きに係る必要書類のリストを作成して、これを簿冊の目次として添付し、再発防止及び適正な事務の執行に努めます。	措置済	令和3年度
53	【消防ヘリコプター維持管理事業】 消防ヘリコプターの更新に関する検討について	担当課では、消防ヘリコプターの更新計画の素案は検討し、消防局・市へ説明を行っているが、機体の更新には多額の費用を要するため、正式に機体更新に関する検討をする段階に至っていない。 現行機体の経年劣化による修繕費の増加や今後の大掛かりな修繕・部品交換への対応のことも考えると、消防局・市は、今後も消防ヘリコプターの更新に関する検討を積極的に進めるべきである。	消防ヘリコプターの更新については、現機体の飛行時間や製造からの経過年数等を踏まえ、本市に必要な性能を有する新機体の導入に向け、令和4年5月9日に本市職員で構成する「静岡市消防ヘリコプター機体更新検討委員会」を設置し、令和8年度から新機体による運航を開始する方針で具体的な検討を進めています。 なお、関係機関(静岡県及び浜松市)との調整については、令和4年11月18日に県内の運航体制等について協議する検討会を開催しており、今後も関係機関と調整を行いながら、本市の機体更新に係る検討を進めていきます。	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
12. 上下水道局 水道総務課・水道管路課					
54	【災害時活動拠点の整備】 成果指標について	<p>当事業では、災害時に給水を可能な限り確保するため、耐震性貯水槽の設置を行っており、成果指標は、「災害時、1週間に必要となる水を供給できる人数」とし、災害時に必要な水の量を1人当たり21リットル（1日3リットル×7日分）として、設置している耐震性貯水槽の総容量で何人分供給できるのかを計算している。</p> <p>しかし、市が最終的に何人分の水を確保する目標を設定しているのか明確にしていなかったため、当事業が目標に対して、どれだけのレベルに達しているのか、あと、どのくらい当事業を続けていく必要があるのかがわからない。</p> <p>災害時における水の確保の重要性は言うまでもない。市が考える、市として用意すべき水の量（目標）に対して、当事業がどれだけのレベルに達しているのかを示すような成果指標を追加すべきである。そのためには、まず市が何人分の水を確保すべきなのかという目標を設定する必要がある。</p>	<p>現在、本市では、東日本大震災の経験や南海トラフ巨大地震の被害想定などから、大規模地震被害に伴う断水に備え、「自助」として市民の役割である 1人1日3リットル7日分（21リットル）を目標に備蓄をお願いしています。また、水道事業では断水が長期化し、他都市等の応援給水の確保が難しい場合に備え、補完的役割として耐震性貯水槽による「共助」支援のための飲料水確保に努めています。</p> <p>本監査では、水道事業が確保する水の量（人数）を目標として設定すべきとの御指摘を頂いておりますが、大規模災害時には、被災状況や範囲により、市民の皆さんが備蓄した飲料水を持ち出せる量や、応援に来られる他都市の応急給水の規模や応援の時期も変動するため、事前に確保すべき水量（人数）の算定は困難と考えています。</p> <p>そこで、当事業の最終目標は、市が何人分の水を確保すべきかについてではなく、整備する給水拠点の数とし、当面の目標として、本市地域防災計画で定める給水拠点の優先度が、Aランクに設定されている71箇所の整備を進めていく方針です。</p>	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
55	<p>【災害時活動拠点の整備】事業の方向性について</p>	<p>当事業は、限られた財源を有効活用する観点においても重要な要素となる「自助」と「共助」のバランスを考慮した事業の最終的な到達目標が明確化されていない。今後の事業推進にあたっては、発災時の現実的な対応を踏まえて市が果たすべき役割を再考し、さらに東日本大震災以降に向上している地域防災力や防災・減災分野における最新の知見や技術革新、既存の水道施設の有効活用などの視点を取り入れて事業方針の見直しを進め、「水の備え」に対する「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にした上で、最終的な到達目標を市民にわかりやすく示していくべきである。その上で、当事業については、できるだけ短期間で最終的な到達目標の達成を果たし、その分の予算を、「自助」や「共助」ではできないインフラ設備系の防災事業に振り向けていくべきである。</p>	<p>水の備えに対する「自助」「共助」「公助」の役割分担を再考すべきという御指摘についてですが、それぞれの役割について、本市の地域防災計画では、「公助」として、市には平常時から災害時においても給水を確保できるよう施設等の整備に努めることや、災害発生後は給水の復旧に向けた迅速な対応をすること、「共助」として、自主防災組織等の協力を得て、応急給水等の飲料水の供給を実施すること、そして、「自助」として、市民は1人1日3リットル7日分（21リットル）の水量確保をすることが求められています。</p> <p>災害時活動拠点の整備事業は、このうちの「共助」の支援のために行っているものではありませんが、災害時に避難所へ水を持参できない市民に対して、必要な水を供給するためのものであり、このことも市の責務であると認識しています。この点については、食糧の確保の考えと相違はありません。</p> <p>また、当事業の最終的な到達目標を明確化すべきという御指摘についてですが、大規模災害時には、被災状況や範囲により、市民の皆さんが備蓄した飲料水を持ち出せる量や、応援に来られる他都市の応急給水の規模や応援の時期も変動することから、現時点では、最終的な目標は設定せず、当面の目標として、本市地域防災計画で定める給水拠点の優先度が、Aランクに設定されている71箇所の整備を進めていく方針です。</p> <p>なお、整備の方法については、従来の耐震性貯水槽の設置を中心とした整備から、より効果的・経済的な手法であり、かつ、公助として行うべき管路の耐震化の整備状況とも進捗を合わせられる、既存の耐震化された水道管路に貯留された水道水を活用する方法等の導入に転換していきます。</p>	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
13. 上下水道局 下水道維持課					
56	【下水道管の耐震化】 事業の計画目標と事業評価について	<p>当事業は、総延長474.2kmの重要な下水道管を計画的・段階的に耐震化させていく事業であるが、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画の期間に合わせて、2019(令和元)年度から2022(令和4)年度までの4年間を1つの区切りとして、事業計画を策定している。市のホームページで公表されている2019(平成31)年3月に策定された第4次静岡市上下水道事業中期経営計画で示されている目標と、初年度である2019(令和元)年度の事務事業総点検表の中で事業内容と活動指標に示されている目標が一致していない。</p> <p>違いはわずかではあるが、外部に公表している計画目標と事業評価をするときの目標が食い違っているのは適切ではない。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示し、他の公表データとの整合性を保てるように公表方法を検討すべきである。</p>	<p>計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示し、他の公表データとの整合性を保てるように公表方法を検討すべき、との指摘に対し、この件に関して下水道部をとりまとめる下水道計画課が、最新の目標値に改訂した第4次中期経営計画【改訂版】をホームページ上に掲載しました。</p> <p>なお、今後、目標値を見直す場合には、目標値を見直した資料へのリンクを貼り、そこをクリックすることで最新の目標値が確認できるようにします。</p>	措置済	令和3年度
14. 上下水道局 下水道建設課・下水道施設課					
57	【下水道施設の津波対策】 事業区分の見直しについて	<p>当事業には、下水道建設課が担当する管路事業項目と下水道施設課が担当する施設事業項目の2つがあるが、公表されている上下水道事業中期経営計画でも事務事業総点検表でも活動指標と成果指標を管路事業項目と施設事業項目で明確に分けておらず、片方だけの設定や、資料間で整合していない標記になっている。</p> <p>この点については、既に2020(令和2)年8月に上下水道事業経営協議会の承認を得て、「第4次中期経営計画事務事業評価(進行管理)シート」で、管路事業項目と施設事業項目で活動指標・成果指標を明確に分けて設定するような見直しが行われているので、実質的には解決していることを確認した。</p> <p>ただし、ホームページ上では、見直し前の第4次中期経営計画が掲示されたままであり、上記の見直し後の「第4次中期経営計画 事務事業評価(進行管理)シート」は上下水道経営協議会の会議内容に添付されているものの、その存在自体が非常にわかりにくくなっている。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示すように公表方法を検討すべきである。</p>	<p>計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示すように公表方法を検討すべき、との指摘に対し、この件に関して下水道部をとりまとめる下水道計画課が、最新の目標値に改訂した第4次中期経営計画【改訂版】をホームページ上に掲載しました。</p> <p>なお、今後、目標値を見直す場合には、目標値を見直した資料へのリンクを貼り、そこをクリックすることで最新の目標値が確認できるようにします。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
15. 上下水道局 下水道計画課					
58	【内水ハザードマップの作成・公表】 成果指標（効果の測定）について	当事業は、2019(令和元)年度に、事業の主目的である、内水ハザードマップの作成・公表を完了させている。担当課では、次のステップとして、内水ハザードマップの理解・活用の促進を図るという視点で、活動指標に出前講座・説明会などの実施数を掲げ、成果指標にも市民の理解度を掲げた点は、評価できる。しかし、アンケート調査は、質問方法によって回答結果がかなり意図的に誘導できてしまうものであり、市民の理解度とするには集計の仕方に適切ではない点が多く、見直すべきである。	「内水ハザードマップの作成・公表」の評価指標（成果指標）としている「市民理解度」については適切ではない点が多く見直すべき、との指摘に対し、令和3年度より策定作業を進めてきた第5次上下水道事業中期経営計画（R5～8）では、「内水ハザードマップの周知」を活動指標に合わせた成果指標とするため指摘事項を踏まえ検討を行った結果、「市民理解度」を「出席者理解度」とします。 また、今後の出前講座はこれまでの自治会や学校などからの講師派遣の要請に加え、下水道計画課が主体となり生涯学習施設との共催事業として年15回計画しています。 なお、引き続き、関連イベントやホームページ、広報紙などを活用して、より多くの市民の皆さんへ内水ハザードマップの周知に努めていきます。	措置済	令和4年度
16. 教育局 教育施設課					
59	【小中学校校舎大規模改修事業】 工事対象となる学校の選定について	市内には、市の基準（耐震性能ランクⅠb）を満たしていない学校が約40棟残っているが、工事を行う学校の選定プロセスやその理由については文書化されておらず、今後、工事を行っていく学校の順番もおおまかにしか決められていない。 学校以外の建物については2026(令和8)年度末までに市基準耐震化率100%にする計画を立てている一方で、学校については、具体的な工事の順番も、いつ頃までに市基準耐震化率100%を達成するのかというゴール目標も設定していない、というのは、「できる範囲でしかやらない」と言っているのと同じであり、市の方針がダブルスタンダードになっていて整合性に欠けると言わざるを得ない。現状の枠組みの中で進めるのであれば、学校についても、工事計画を策定し、ゴール目標も設定すべきである。	静岡市公共建築物耐震対策計画では、一般公共施設と学校施設を区分し、学校施設における耐震化目標を「学校施設の耐震性能ランクⅡは建築基準法の基準（Is値0.6以上）を割増した文部科学省基準（Is値0.7以上）を確保していることから、順次、アセットマネジメントを踏まえた大規模改修等に合わせた耐震対策を行い、市基準耐震化率100%を目指す。」こととし、具体的な目標期間を定めておりません。 これは、全ての学校施設が、児童生徒の安全を守るために必要な耐震性能（文部科学省基準）を満たしており、また、同一敷地内に被災後も使用可能な耐震性能（耐震性能ランクⅠ）を満たす建物が確保されていること、老朽化により施設の更新を着実にやっていく必要があること、学校統合や学習様式の変化に見合った施設の見直しが必要であることなどから、個々の学校の状況を見据え、より効果的かつ経済的な時期を捉え、大規模改修等に合わせた耐震対策を行っていくこととしたものです。 「工事計画を策定し、ゴール目標も設定すべき」とのご指摘につきましては、このような状況を踏まえ、令和3～4年度に進められる第4次静岡市総合計画の策定において、総合計画上の位置づけや目標設定等について関係課との協議を進めてまいります。	未措置	

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
17. 建設局 技術政策課					
60	【完成図書チェックリストの見直しについて】	<p>工事等の完了確認資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどがないかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。しかし、チェックリストには、日付や実施者の記述がなく、誰が、いつチェックしたのか、また、それを上席者が確認したのかもわからないので、実施者と査閲者の欄を作って、チェック業務の証跡として残すのが望ましい。</p> <p>また、チェックリストの中の「品質管理（試験）」と「品質証明・出荷証明」の項目を空欄にしてあり、内容は手書きで、「別紙参照」とし、業者が作成する書類の目次をそのまま別紙としているものが検出されたが、この方法では、チェックリストに事前にチェックすべき項目を列挙しておき、それを確認していくことで漏れがないかどうかを検証する、という機能が損なわれてしまうため、運用について、見直す必要がある。</p>	<p>令和元年度分の「完成図書チェックリスト」の指摘に対し、令和3年5月1日以降に完成する案件については、実施者と査閲者の欄を作って、チェック業務の証跡とするよう、「完成図書チェックリスト」を修正しました（令和3年4月19日関係課通知済）。</p> <p>また、品質管理（試験）の項目が空白である箇所があるなど、チェックリストにも修正すべき内容が出てきたことから、品質管理（試験）にて盛土材や路盤材、アスファルト合材の現場密度試験やコンクリートの圧縮強度試験の項目を列挙するなど、令和元年度末（令和2年3月）に改定版を作成し、実施課へ通知しており、現在は改定版を使用しております。</p>	措置済	令和3年度